

## 中部運輸局自動車交通部

令和6年5月13日 14:00発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

久世、猪飼、鳥山 TEL 052-952-8082

愛知運輸支局 監査担当

伊藤、片岡 TEL 052-351-5313

### タクシー事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、道路運送法違反を確認した下記事業者に対し、車両使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

#### 1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所名

事業者名：日の丸タクシー 株式会社（代表者：近藤 英二）

住所：愛知県津島市藤里町1丁目9番地2号

営業所：本社営業所（住所地に同じ）

#### 2. 行政処分等の概要

処分日：令和6年5月13日

処分内容：①車両使用停止処分285日車  
（3両を95日間の使用停止）

②文書警告

#### 3. 監査端緒

愛知県公安委員会からの通報（無免許運転）を端緒に、愛知運輸支局が当該事業者に対して一般監査を実施。

#### 4. 主な違反内容及び違反条項

- (1) 運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
- (2) 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
- (3) 点呼を実施していなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)
- (4) 点呼の記録をしていなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- (5) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- (6) 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
- (7) 業務の記録をしていなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)
- (8) 業務の記録の記録事項が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)
- (9) 運行記録計による記録をしていなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第2項)
- (10) 乗務員等台帳の記載事項等が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)

- (11) 主として運行する営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- (12) 国土交通省告示で定める特定の運転者（高齢運転者）に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- (13) 特定の運転者（高齢運転者）に対する運転適性診断（適齢診断）を実施していなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- (14) 事業用自動車について、定期点検整備（3ヵ月点検）を実施していなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
- (15) 整備管理者の研修を受講させていなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)
- (16) 業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)
- (17) 運行管理者の講習を受講させていなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)
- (18) 運転者証の返納をしていなかった。  
(タクシー業務適正化特別措置法第16条第2項)

## 5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 29点
- ・当該事業者の累積違反点数 29点